

平成 28 年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針

平成 27 年 8 月
環境省総合環境政策局

甚大な被害が生じた東日本大震災の発生から 5 年近くが経過し、集中復興期間の最終年度を迎え、復興は新たなステージへと移りつつある。平成 28 年度からの 5 年間の「復興・創生期間」において、我が国は、震災からの復興の歩みを着実に進め、安全安心で持続可能な社会を実現しなければならない。環境の側面からは、放射性物質による環境汚染に対して、除染実施計画に沿った除染の実施や中間貯蔵施設の整備、放射性物質汚染廃棄物の処理などの課題について、国が責任をもって引き続き取り組んでいく必要がある。また、震災の教訓を踏まえ、大規模災害も念頭に防災・減災の観点を織り込んだ取組を進める必要がある。

地球温暖化対策については、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す長期目標に加え、本年 7 月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した 2030 年度に 2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）を温室効果ガス排出削減目標とする約束草案の達成に向け、地球温暖化対策を一層強化するとともに、2020 年以降の新たな国際枠組みの構築に積極的に貢献することが必要である。

本年 9 月には、2030 年までの国際目標であるポスト 2015 年開発アジェンダが国連の首脳級のサミットで採択される予定である。多くの目標が環境に関係しており、気候変動、エネルギー、持続可能な消費と生産、強靱なインフラ等の分野において、国内外における施策を積極的に展開していく必要がある。持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済の拡大に向けた取組も広がっている。我が国においても、環境負荷の低減とともに、「経済の好循環」を維持し、地方の一つ一つがその潜在力と特性を生かしつつ、自律的で持続可能な社会を創生していく必要がある。

そのため、低炭素社会の構築、循環型社会の形成、自然共生社会の構築、人材育成や環境リスク低減等の地域社会の基盤作りを着実にを行うとともに、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会（循環共生型社会）の実現を目指して、地域資源を活用した先進的な地域づくりに取り組む。

また、国内の優れた環境技術研究開発のより一層の推進と技術の蓄積を通じて、世界における持続可能な社会の構築に向けた取組に貢献していくとともに、我が国の優れた環境技術を成長産業と位置付け、積極的な海外展開を通じてグローバル市場の獲得を目指していく。

以上のように、安全安心で持続可能な社会づくり及び震災からの復興のための施策が求められている。このことを踏まえ、平成 28 年度の環境保全経費の概算要求に際しては、以下の点に留意して環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めることとする。

1 環境保全施策として重点的な予算措置が必要な施策

(1) 環境基本計画の「重点分野ごとの環境政策の展開」に係る施策

第四次環境基本計画における各施策の中でも、第2部第1章において「重点分野ごとの環境政策の展開」として示された事項に係る施策については、関係する主体が相互に協調と連携の強化を図りつつ、優先的に取り組むこととする。

なお、第四次環境基本計画においては、中央環境審議会が同計画に基づく施策の進捗状況などを点検することとされており、平成26年12月に第2回点検結果が閣議に報告された。その中で提言されている事項の具体化にも、配慮することとする。

(2) 東日本大震災からの復興と放射性物質による環境汚染等への対処に関する施策

引き続き、東日本大震災からの復興に向けた環境保全に係る施策の実施のために必要な予算の確保に努めることとする。特に、放射性物質による環境汚染への対処に関する施策として、除染の実施や中間貯蔵施設の整備の取組等については、重点的に取り組むこととする。

また、震災の教訓を踏まえ、防災・減災の観点を織り込んだ災害時に発生する廃棄物を円滑に処理する体制の確保等の取組を推進する。

(3) 国内の地球温暖化対策の強化及び世界全体の温室効果ガス削減の取組に関する施策

我が国の約束草案を踏まえ、地球温暖化対策のための税を最大限活用しつつ、世界に先駆けて未来を先取る環境技術開発と実証・実用化、地域の低炭素化、環境金融の促進等の取組を強化し、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの最大限の導入などの排出削減対策に取り組む。加えて、気候変動の影響への適応策についても併せて取り組む。

また、水素エネルギー技術を含む革新的環境技術の開発や二国間クレジット制度等による優れた低炭素技術の普及の促進により、世界全体の温室効果ガス排出削減に貢献するための施策を推進する。

(4) 地域資源を活用した先進的な地域づくりに関する施策

再生可能エネルギー、廃棄物、豊かな自然の恵み等の地域内の資源を活用した先進的な地域づくりの施策を推進することにより、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な循環共生型社会の実現を推進する。

(5) 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合的達成の構築に係る施策

関係府省においては、以下の計画等に沿って、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会が統合的に達成される真に持続可能な循環共生型社会の構築に向けた施策の推進に努めることとする。

- ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）
- ・第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）
- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日閣議決定）

2 環境保全経費の事項等

環境保全経費の事項等については、関係府省においては第四次環境基本計画の第2部第4章「環境保全施策の体系」に示された施策の体系及び環境基本法等の改正により放射性物質による環境の汚染の防止が環境保全に含まれることになったことを踏まえ、以下のとおりとする。

- (1) 地球環境の保全
- (2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用
- (3) 物質循環の確保と循環型社会の構築
- (4) 水環境、土壌環境、地盤環境の保全
- (5) 大気環境の保全
- (6) 包括的な化学物質対策の確立と推進
- (7) 放射性物質による環境汚染の防止
- (8) 各種施策の基盤となる施策等

3 環境保全施策として重点的な予算措置が必要な施策の展開

上記1に係る施策を、上記2の事項等に沿って整理し例示すると以下のとおりである。

(1) 地球環境の保全

- ・業務用建築物等における省エネ機器の導入や低炭素型住宅等の普及、先導的低炭素技術(L2-Tech)の導入、低炭素ライフスタイルの促進等省エネ・省CO₂対策の推進、再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス等)の導入加速化、森林吸収源対策
- ・低炭素に資する地域・都市構造や交通・物流システムづくり
- ・環境配慮型CCSの導入に向けた取組
- ・改正フロン法(フロン排出抑制法)の全面施行を受けた排出抑制対策の強化
- ・気候変動による影響への適応策
- ・被災地の復興に向けた再生可能エネルギーの導入の取組
- ・節電に向けた取組
- ・地球環境観測衛星及び静止気象衛星等の開発による地球環境に係る監視、予測、影響評価、調査研究
- ・地球規模、地域的及び二国間の各レベルでの環境に関する枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献
- ・優れた低炭素技術の海外展開
- ・東アジア地域を中心とする環境・エネルギー協力等により、地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みの普及
- ・開発途上地域の環境保全のための支援、国際環境研究の推進
- ・地球環境の保全に向けた多様な主体との連携の確保と、情報・人材等の基盤整備

- ・ポスト 2015 年開発アジェンダを受けた持続可能な開発に関する政策展開

(2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用

- ・希少種の保全、鳥獣の保護管理、外来生物対策、動物愛護施策
- ・重要地域の保全とこれらの中核とした国土レベル・地域レベルでの生態系ネットワークの形成
- ・生態系サービスに注目した地域循環共生圏の具体化に向けた取組
- ・自然環境データの収集・整備・提供
- ・多様な主体が里地里山地域等を管理し、自然資源を持続的に利用する取組の促進
- ・国際的枠組みへの参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全
- ・COP10 の成果を踏まえた、国内外の取組のより一層の推進、関係省庁や地元との連携強化、多様な主体への参画の呼びかけ
- ・被災地の自然環境を活かした地域復興に向けた取組
- ・国立公園をはじめとした自然豊かな地域における地域活性化の取組

(3) 物質循環の確保と循環型社会の構築

- ・資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり
- ・「もったいない」の精神も活かした循環の取組の促進とパートナーシップによるその加速化
- ・ものづくりの段階での 3 R の内部化
- ・廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化
- ・巨大災害発生時におけるがれき等の災害廃棄物処理の推進のための取組
- ・循環型社会構築の基礎となる施設整備の推進
- ・アジア太平洋における我が国の技術・ノウハウを活かした廃棄物処理システムの構築や循環産業の海外展開

(4) 水環境、土壌環境、地盤環境の保全

- ・水質、水量、水生生物、水辺地を含む水環境等の保全と持続可能な利用、身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくり
- ・利水・治水と整合した流域ごとの計画策定
- ・流域全体で、貯留浸透・涵養能力の保全・向上
- ・取組の国際的な発信、世界の水問題への貢献
- ・閉鎖性水域における環境改善のため、流域全体を視野に入れた総合的、重点的な施策の推進
- ・漂流・漂着・海底ごみの回収・発生抑制対策等の推進

(5) 大気環境の保全

- ・健康で快適な都市の生活環境に資するための良好な大気環境の確保
- ・大気汚染防止に資する都市・交通システムの構築

- ・大気汚染物質の排出削減等
- ・微小粒子状物質（PM2.5）対策、光科学オキシダント対策等の総合的な大気汚染対策の推進

（6）包括的な化学物質対策の確立と推進

- ・SAICM国内実施計画等に基づく有害性・ばく露情報の収集、新たな手法の検討を含む科学的なリスク評価、ライフサイクル全体のリスク管理・削減の推進
- ・子どもの健康に与える影響を解明するための調査・研究等予防的な取組方法の観点に立った未解明な問題への対応
- ・リスクコミュニケーションの推進等による国民の安全・安心の確保
- ・平成25年に採択された水俣条約に関し、今後の政府間会合交渉への国際的な貢献や国際的協調下での責務の履行、我が国の経験を活かしたアジア地域等への積極的な国際協力

（7）放射性物質による環境汚染の防止

- ・放射性物質に汚染された廃棄物の処理、除染等の措置等の推進
- ・放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- ・放射性物質の監視・測定
- ・原子力利用における安全の確保

（8）各種施策の基盤となる施策等

① 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- ・商品・サービスの環境に関する情報の提供、企業の環境への取組についての情報開示の促進
- ・経済的手法の検討
- ・環境マネジメントシステム等環境保全に取り組む能力の向上
- ・環境投資等環境金融の促進
- ・政府調達をはじめとするグリーン購入の取組の推進
- ・国際市場を視野に入れた取組

② 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

※個別施策については、（1）～（6）に整理・記載

③ 個性あふれる地方の創生による持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- ・被災地におけるエコタウン等環境保全の観点からも望ましい地域づくりに向けた取組
- ・技術パッケージや社会経済システムの全体最適化による技術力の向上や技術の社会実装、グリーン・イノベーションやグリーン成長の実現、震災復旧、復興対策等に向けた環境分野の研究・開発の重点的推進

- ・地域コミュニティの活動と一体となった環境教育・学習推進等による環境保全のため
に行動する人づくり
- ・コミュニティ・ビジネス等持続的な取組促進等による環境保全の組織、ネットワー
クづくり
- ・低炭素社会・循環型社会・自然共生社会等の実現に向けた環境負荷の少ないライフス
タイルの変革への取組
- ・「環境未来都市」、「環境モデル都市」に対する支援や優れた事例の全国展開等による
環境保全の地域づくり
- ・環境情報戦略に基づく環境情報の整備と提供の基盤整備
- ・事業に伴う環境影響を回避・低減する適切な評価・審査の実施及び戦略的環境アセス
メント等行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進

4 その他の環境保全に係る施策等

- (1) 上記のほか、政府においては、以下の計画等により今後の環境保全に関する考え方
や施策が示されており、これらの実現に努める。
 - ・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクショ
ン・プログラム」実施計画（平成 27 年 10 月頃、持続可能な開発のための教育に関する
関係省庁連絡会議決定予定）
 - ・バイオマス活用推進基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）
 - ・森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月 26 日閣議決定）
 - ・第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）
- (2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、最新の環境技術の導
入等により環境にやさしい大会を実現し、世界最高水準の「環境都市東京」を目指した取
組を進める。併せて、こうした経験を日本及び世界の大都市圏等に広め、日本の環境技術
と制度を生かした環境都市の実現に向けた取組を進める。